

事後審査型条件付一般競争入札のご案内

令和元年 5 月 9 日

1. 事後審査型条件付一般競争入札とは

本制度は、一定の資格要件に該当する者が入札に参加し、開札後に有効な入札のうち入札価格の低い者から順に参加資格要件の審査を実施し、参加資格要件が適格である場合に落札決定するものです。

2. 適用対象について

対象とする案件は、原則として、桑名広域清掃事業組合（以下「組合」という。）が発注する設計金額が50万円以上で予定価格を事前に公表する建設工事、維持業務及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「工事等」という。）とします。ただし、緊急を要する等合理的な理由がある場合は、指名競争入札によることができるものとします。

3. 参加資格要件について

入札に参加するためには、次に掲げる資格要件の全てを満たしていることが必要です。同種工事等の施工（履行）実績や技術者の要件等の参加資格要件については、共通事項に関する公告及び個々の工事等の発注にかかる公告において示します。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 発注する工事等の種別ごとにそれぞれアからウまでに掲げる者。
 - ア 建設工事 発注する工事の業種について、必要な建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条による許可を有する者
 - イ 維持業務 発注公告に示す建設業許可業種について、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条による許可を有する者
 - ウ 測量・建設コンサルタント等業務 発注する業務について、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条、建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示 717 号）第 2 条、地質調査業者登録規程（昭和 52 年建設省告示第 718 号）第 2 条、補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年建設省告示第 1341 号）第 2 条の規程による登録を受けている者
- (3) 現に有効な組合の入札参加資格者名簿等のいずれかに登録されている者で、契約期間内に入札参加資格を失効する恐れのない者
- (4) 発注する工事等の種別ごとに次のとおり技術者を確保できている者。
 - ア 建設工事及び維持業務 対象案件に配置を予定する現場代理人及び建設業法第26条に定める資格を有する主任技術者（以下「技術者等」という。）を適正に確保できている者
 - イ 測量・建設コンサルタント等業務 対象案件に必要な資格を有する技術者を適正に

確保できている者

- (5) 質疑提出期限の日から入札時までの期間において、組合から指名停止を受けていない者
- (6) 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でない者
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の決定若しくは更生手続開始の申立がなされている場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあっては、公告の日までに組合の一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者
- (8) 建設工事及び維持業務にあっては、請負契約締結の日以前1年7か月以内の日を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを提出でき、かつ、契約期間内において経営事項審査の有効期間に空白が生じることのないよう経営事項審査を受審できる者
- (9) 建設業法その他の法令、規則等に違反していない者
- (10) 公告において示す参加資格要件を満たす者

4. 入札公告について

発注にかかる公告は、原則として毎週木曜日に当該入札に関する事項を組合ホームページに掲載して公告します。

5. 所在地について

公告において示す所在地の定義は、次のとおりです。

- (1) 市内業者 組合のいずれかにある本社又は本店で組合の入札参加資格者名簿のいずれかに登録されている者
- (2) 準市内業者 本社又は本店が組合外にあるが、組合内にある支社、支店又は営業所等で組合の入札参加資格者名簿のいずれかに登録されている者
- (3) 県内業者 組合を除く三重県内にある本社、本店、支社、支店又は営業所等で組合の入札参加資格者名簿のいずれかに登録されている者
- (4) 県外業者 三重県外にある本社、本店、支社、支店又は営業所等で組合の入札参加資格者名簿のいずれかに登録されている者

6. 入札参加手続きについて

事後審査型条件付一般競争入札では、事前に申請手続きを行う必要はありません。参加資格要件を満たす者は、入札書提出期限までに入札書を提出することで入札参加手続きが終了

します。

入札参加資格については開札後に確認しますので、事前に入札参加資格要件を確認する資料（以下「確認資料」という。）を提出する必要はありません。

ただし、同一の開札日において複数の入札に参加しようとする者で、配置可能な技術者を入札参加件数分確保できないなど、落札候補者となった工事等を辞退せざるを得ないケースが想定される者は、開札前までに「落札可能件数届出書」（様式は、個々の発注公告に掲載）を提出しなければならないものとします。

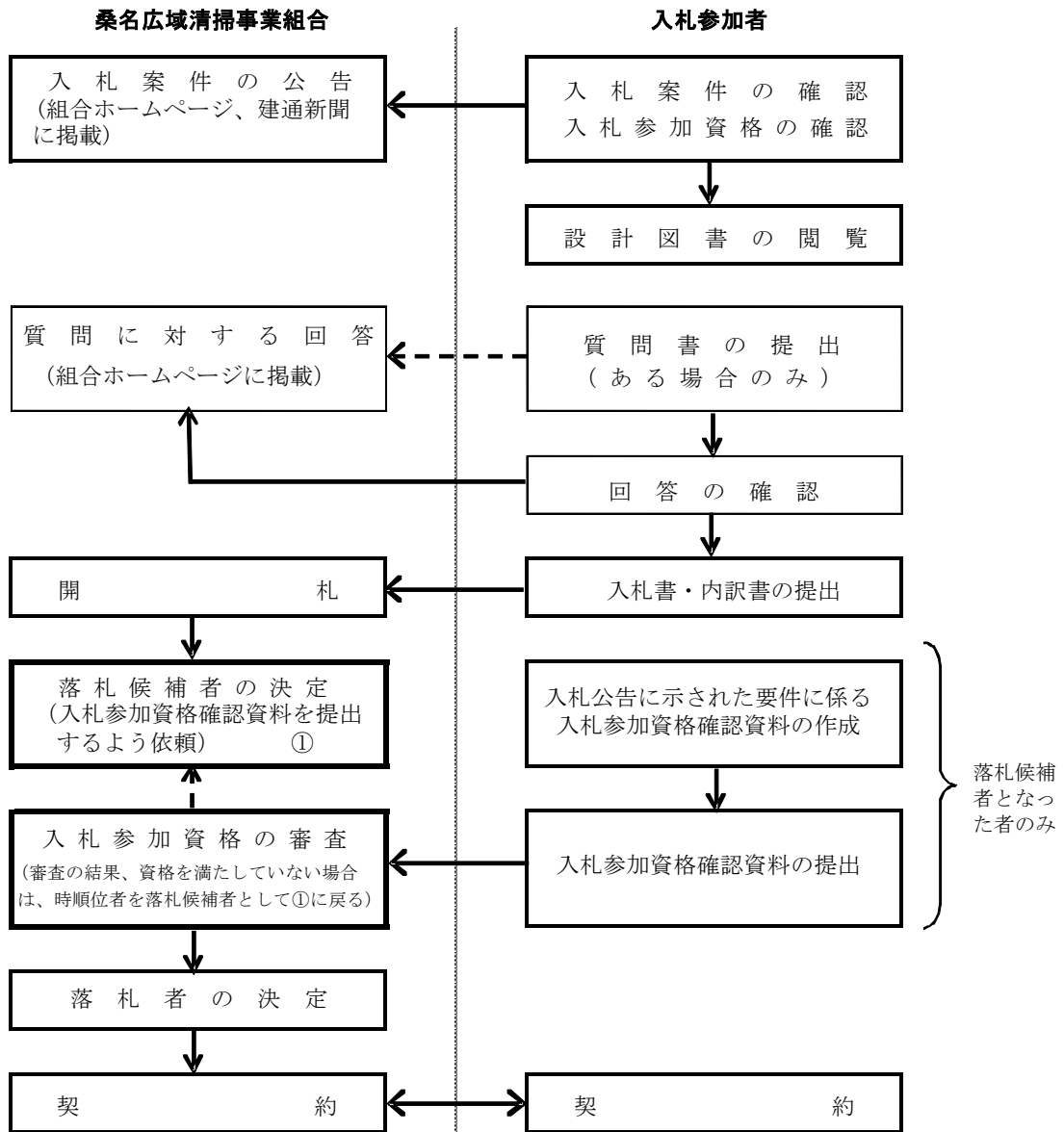
なお、「**落札可能件数届出書**」を提出しなかった者が、**落札候補者を辞退した場合、指名停止等の措置を講じることがあるので十分注意してください。**

また、総合評価落札方式を採用する工事の入札については、定められた期限までに個々の入札説明書で明示された最低限の要求要件を全て満たす技術資料を提出しなければ、入札参加意思が無いものとして、入札参加できません。

【ポイント】

- ① 入札参加の**申請は不要**です。
- ② **参加資格を満たす者は**、入札書を期限内に提出することで入札参加手続きが終了します。
- ③ 参加資格要件については、**開札後に審査**を行います（落札候補者のみ）。

【フロー図】



7. 設計図書について

設計図書については、次のとおりとします。

- (1) 設計図書は、組合ホームページにおいて閲覧することができます。
- (2) 設計図書に関する質問は、公告において示す期日までに提出してください。回答は公告において示す日に、組合ホームページの各案件の入札公告画面に掲載します。

8. 配置を予定する技術者等について

配置を予定する技術者等については、次のとおりとします。

- (1) 配置予定の技術者等は、入札書提出期限の日以前 3 か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係を有していることを必要とします。
- (2) 建設工事・維持業務にあつては、配置予定の技術者等は、入札書提出期限の日において他の工事に専任する技術者等であつてはなりません。
- (3) 現場専任を要しない工事等において、1 人の主任技術者が兼任できる工事件数については、兼任する工事の契約金額の合計が3,500万円（建築一式工事のみの場合は7,000万円）未満の場合に限り 3 件まで兼任を認めます。ただし、兼任する工事等の契約金額が全て500万円未満である場合は、適用しません。
- (4) 維持業務（樹木管理、除草）、測量、地質調査における現場代理人は、2 件まで兼任することができます。
- (5) 測量・建設コンサルタント等業務に配置する技術者等にあつては次のとおりとします。
 - ア 配置する技術者は、業種に応じてそれぞれ次のとおり設定します。
 - 「測量」及び「地質調査」業務の場合は「主任技術者」及び「現場代理人」
 - 「建築関係コンサルタント」業務の場合は「管理技術者」及び「主任担当技術者」
 - 「建設コンサルタント」業務の場合は「管理技術者」及び「照査技術者」
 - 「補償コンサルタント」業務の場合は「主任技術者」
 - イ 「建設コンサルタント」業務にかかる管理技術者と照査技術者については、兼務を認めませんが、「測量」「地質調査」業務にかかる主任技術者と現場代理人については、公告で示した場合に限り、兼務ができるものとします。その他、技術者の兼務については、公告において示すものとします。
 - ウ 管理技術者及び主任技術者については、手持ち業務件数の制限を設けます。兼務できる業務は組合発注業務において 3 件以内とします（随意契約による業務及び予定価格 50 万円以下の業務を除きます。）。業務内容により、他の技術者についても制限を設ける場合があります。
- (6) 配置予定技術者は複数名届け出ることができます。
- (7) 入札書を提出した後、開札前までの間に他の工事等を受注したことにより配置予定の技術者等を配置できなくなった場合は、直ちに辞退届を提出し、当該入札を辞退してください。
- (8) 落札候補者の入札参加資格の審査において、(財) 日本建設情報総合センターの工事実績情報システム (CORINS)、測量調査設計業務実績情報システム (TECRIS) 等により配置予定の技術者等の専任制違反や手持ち制限件数の超過等が確認された場合、当該落札候補者のした入札を失格とし、次順位者を落札候補者とします。

9. 入札書及び内訳書について

入札書及び内訳書は、公告において示した方法により次のとおり、提出期限までに提出してください。

内訳書の提出を求める場合は公告において示します。

- (1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税額に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税額を含まない金額を入札書に記載してください。
- (2) 内訳書の合計金額は、必ず入札金額と同額としてください。
- (3) 内訳書は、入札書と併せて提出してください。
- (4) 内訳書を提出する際は、内容に不備が無いか充分確認を行ってください。
- (5) 内訳書の審査を行った結果、不明な点があるときは、さらに詳しい積算明細書等の資料提出及び積算根拠の説明を求めることがあります。

10. 開札、落札候補者の決定について

開札については、次のとおりとします。

- (1) 開札は、公告に示す日時及び場所において行います。
- (2) 開札の結果、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低価格で入札した者を落札候補者とし、当該落札候補者の入札参加資格の審査のため落札決定を保留したうえ、開札を終了します。
- (3) 開札の結果、落札候補者となるべき同価の入札をした者が2者以上あった場合は、「くじ」により落札候補者を決定します。

11. 開札立会人について

開札立会人については、次のとおりとします。

- (1) 開札には、入札に関係のない職員が立ち会いを行います。
- (2) 入札参加者が立ち会いを希望する場合は、開札日の前日（組合の閉庁日を除く。執務時間中。）までに組合事務局へ申込みください。
- (3) 入札参加者が立ち会いを行う場合において、代表者以外の方が代理人として開札に立ち会っていただく場合は、立会人委任状を提出してください。

12. 入札参加資格確認資料の提出について

落札候補者となった者は、確認資料を次のとおり提出してください。落札候補者以外の者は、提出する必要はありません。

- (1) 落札候補者には、開札後、確認資料の提出を依頼しますので期限内に必要な書類を提出してください。提出は、紙媒体によるものとし、持参のみとします。なお、開札結果については、組合ホームページに掲載するものとし、落札候補者以外の者には連絡致しませんのでご了承ください。
- (2) 提出書類として、発注する工事等の種別ごとに、次のとおり事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）及び次に示す確認資料を提出してください。

ア 建設工事・維持業務

- ① 事後審査型条件付一般競争入札参加資格要件総括表（様式第2号）
- ② 建設業の許可証明書等の写し
- ③ 経営事項審査結果通知書の写し
- ④ 同種工事（業務）の施工（履行）実績届出書（様式第3号）
- ⑤ 配置する現場代理人及び主任（監理）技術者届出書（様式第4号）
- ⑥ 配置予定技術者の手持ち工事状況届出書（建設工事のみ）
- ⑦ 専任技術者証明書の写し、経營業務の管理責任者証明書の写し
- ⑧ 配置予定の主任（監理）技術者の工事（業務）経験届出書（様式第5号）
- ⑨ その他、入札参加資格を確認するために公告で示した資料

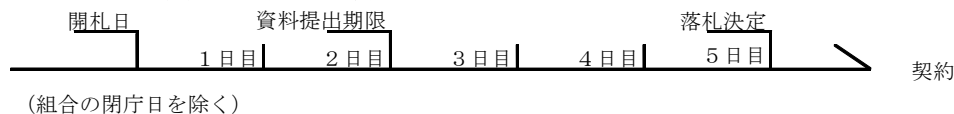
(注)②「建設業の許可証明書等の写し」について、支社、支店又は営業所で組合の入札参加資格者名簿のいずれかに登録されている者にあつては、当該支社、支店又は営業所が発注対象業種の建設業の許可を有することを証明する書類が必要です。

イ 測量・建設コンサルタント等業務

- ① 事後審査型条件付一般競争入札参加資格要件総括表（委託業務用）
- ② 対象業務の登録を受けていることを証する書類の写し
- ③ 同種業務の履行実績届出書（委託業務用）
- ④ 配置予定技術者届出書（委託業務用）
- ⑤ 配置予定技術者の手持ち業務件数届出書（委託業務用）
- ⑥ 配置予定技術者の業務経験届出書（委託業務用）
- ⑦ その他、入札参加資格を確認するために公告で示した資料

- (3) 維持業務（樹木管理、除草）、測量、地質調査において現場代理人を兼任配置する場合は、上記に加え「現場代理人兼任届」を提出してください。
- (4) 提出期限は、提出を求められた日の翌日から起算して2日（組合の閉庁日を除く。）以内です。提出は組合の執務時間中のみ受付けます。
- (5) 落札候補者が入札参加資格確認申請書及び確認資料を期限内に提出しなかった場合、当該落札候補者は入札参加資格要件を満たしていないものとみなし、入札を失格とします。そのうえで当該落札候補者の次に低い金額で入札した者（以下「次順位者」という。）を新たに落札候補者とします。

【開札～落札決定まで(標準日数)】



13. 資格審査、落札決定について

落札候補者から提出された確認資料を次のとおり審査します。なお、内訳書の審査も併せて行います。

- (1) 参加資格の有無については、原則として開札日の1週間後に決定します。
- (2) 落札候補者から提出された確認資料を審査した結果、適格であると確認された場合、当該落札候補者を落札者として決定します。
- (3) 落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないことが確認された場合、当該落札候補者のした入札を失格とし、次順位の落札候補者から適格者が現れるまで順次審査を行うものとし、その過程において、入札価格が同じ者（総合評価落札方式の場合は、評価値が同じ者）が複数ある場合は、「くじ」により落札候補者を決定します。
- (4) 落札候補者の確認資料を審査した結果、入札参加資格要件を満たしていないことが確認された場合、当該落札候補者にその旨を通知します。この場合、通知を受けた日の翌日から起算して2日以内（組合の閉庁日を除く。執務時間中。）に書面で理由の説明を求められます。回答は、説明を求められた日の翌日から起算して4日以内（組合の閉庁日を除く。）に書面で回答します。

【審査例】

入札者	入札額	落札候補順位
A (株)	5,000,000	1
B (株)	5,050,000	2
C (株)	5,100,000	3
D (株)	5,150,000	4
E (株)	5,150,000	4

- ① A側の審査の結果、適格であった場合
→A側 落札決定
- ② A側の審査の結果、不適格であった場合
→A側を失格とし、B側の審査を行う
→B側が適格の場合、落札決定
- ③ A側、B側の審査の結果、不適格であった場合
→A側、B側を失格とし、C側の審査を行う
→C側が適格の場合、落札決定
- ④ A側、B側、C側の審査の結果、不適格であった場合
→A側、B側、C側を失格とし、D側、E側の2者でくじにより落札候補者を決定
→くじにより決定した落札候補者が適格の場合、落札決定

14. 建設業退職金共済事業制度の掛金収納書の提出について

建設工事請負の契約において、建設業退職金共済事業（建退共）制度に加入している者は、金融機関で共済証紙を購入し、発注者名及び工事名を記入し、「掛金収納書（契約者が発注者へ）」を監督職員に提出してください。

【建退共についての問合せ先】

建設業退職金共済制度事業本部 三重県支部
 津市桜橋2丁目177番地の2 三重県建設産業会館内
 TEL 059-224-4116 FAX 059-228-6143

15. CORINS/TECRISの登録について

契約金額 500 万円（税込）以上の工事を受注した場合は、（財）日本建設情報総合センターの工事実績情報システム（CORINS）に登録してください。また、契約金額 100 万円（税込）以上の委託業務を受注した場合は、（財）日本建設情報総合センターの測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に登録してください。なお、登録後、「登録内容確認書」を監督職員に提出してください。

16. その他

- (1) 入札執行前に談合情報が寄せられた場合、桑名広域清掃事業組合入札調査委員会の審議により、入札執行の延期又は中止等の措置を講じることがあります。
- (2) 天災その他止むを得ない事由により入札（開札）を行うことができないときは、入札（開札）を中止することがあります。
- (3) 入札を延期又は中止した場合、見積もりに係る費用、郵送に係る費用その他入札参加に係る一切の費用は補償しません。
- (4) 下請施工を必要とする場合は、可能な限り組合の業者へ発注するように努めてください。
- (6) 工事の施工に必要な資材、建設機械等の購入等は、可能な限り組合の業者へ発注するように努めてください。
- (7) 組合の入札参加資格者名簿等に登録されていない者との下請負契約については、下請負契約締結の日以前1年以内における贈賄、競売入札妨害、談合及びあっせん利得処罰法及び独占禁止法違反の有無に注意してください。
- (8) 入札参加資格を満たさないことが明白であるにもかかわらず入札に参加し、入札妨害と認められる場合、口頭又は書面により警告することがあるほか、指名停止等の措置を講じることがあります。
- (9) 総合評価落札方式及び低入札価格調査制度の適用案件に関し、特に必要な事項は別に定める。

<参考資料>

公告から契約までのスケジュール（標準日程の場合）

		桑名広域清掃事業組合	入札参加者
1日目	木	公告開始 (組合ホームページ、建通新聞)	設計図書閲覧開始(組合ホームページ) 質問書提出開始(持参・FAX・電子メール)
2日目	金		
3日目	土		
4日目	日		
5日目	月		質問書提出期限
6日目	火		
7日目	水		
8日目	木	質問回答(組合ホームページ)	
9日目	金		入札書提出開始
10日目	土		
11日目	日		
12日目	月		
13日目	火		入札書提出期限 16:00 まで 開札立会の申込(電話) 期限
14日目	水	開札、落札候補者決定 (入札参加資格確認資料提出依頼)	辞退届・落札可能件数届出書(持参・FAX・電子メール) の提出期限※開札まで
15日目	木		
16日目	金		入札参加資格確認資料提出期限 (持参：落札候補者のみ)
17日目	土		
18日目	日		
19日目	月		
20日目	火		
21日目	水	落札決定	
22日目	木		
23日目	金		
24日目	土		
25日目	日		
26日目	月		
27日目	火	契約締結	
28日目	水		
29日目	木		
30日目	金		

(注1) 祝日等により日程は前後することがあります。

(注2) 落札候補者が入札参加資格を満たしていない場合は、次順位者の資格審査を行うため、落札決定、契約の日程が順延することがあります。

(注3) 予定価格が5,000万円以上の建設工事については、見積り期間を考慮して入札書提出期限以降を、原則、1週間繰り下げることとします。